

議案第 89 号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第 89 号、大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正内容は、「国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の変更について」です。

資料の 2 ページをお願いいたします。

(1) 改正理由は、「令和 7 年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部が改正されました。ついては、本市の国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

(2) 改正内容は、国民健康保険の保険料の基礎賦課分及び後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額を引き上げるとともに、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の基となる所得

判定基準額を引き上げるものです。

(3) 施行期日は、令和7年4月1日です。

3 ページをお願いいたします。

このページは厚生労働省が作成した資料です。参考にしていただければと思います。

なお、賦課限度額の見直しについては、資料の「2 制度の内容」の右側【改正後】の箇所に赤字で記載しているように、今回の賦課限度額の見直しは中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険料の見直しを可能とするものです。

4 ページをお願いいたします。

(1) は賦課限度額の見直しの改正内容です。基礎賦課分に係る賦課限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額が24万円から26万円にそれぞれ引き上げとなります。

(2) は今回の改正による影響見込みで、令和7年1月時点での影響世帯数は、基礎賦課分が約530世帯、後期高齢者支援金等賦課分が約560世帯、保険料収入に影響を与える額は、基礎賦課分が約510万円の増収、後期高齢者支援金等賦課分が約1千30万円の増収となる見込みです。

(3) は、賦課限度額の改正の経過です。

5 ページをお願いいたします。

(1) は、軽減判定所得の見直しの改正内容です。5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を 2 9 万 5 千円から 3 0 万 5 千円に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を 5 4 万 5 千円から 5 6 万円に引き上げるものです。

(2) は今回の改正による影響見込みで、新たに軽減の対象となる世帯は、約 2 3 0 世帯、保険料収入に影響を与える額は、約 9 9 0 万円の減収となる見込みです。

6 ページをお願いいたします。

(3) は所得判定基準額の改正経過であり、(4) は所得判定基準額による軽減の実績で、令和 3 年度から令和 5 年度までの 7 割、5 割、2 割軽減の実績です。

7 ページ以降は、今回の条例改正に係る部分の新旧対照表です。参考にしていただければと思います。

以上で、議案第 8 9 号、大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

御審査賜りますようよろしくお願いいたします。